附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の別紙様式による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式による報告書を取り繕い使用することができる。

○厚生労働省令第七十二号

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基づき、生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令

（生活保護法施行規則の一部改正）

第一条　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（就労自立給付金の支給の申請） **第十八条の四**　就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。 一　被保護者の氏名及び住所又は居所 二　保護を必要としなくなった事由 三　その他必要な事項 2　法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、前項に規定する申請書のほか、就労自立給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。 （三年以内に就労自立給付金の支給を受けた被保護者への不支給） **第十八条の六**　就労自立給付金は、就労自立給付金の支給を受けた日から起算して三年を経過しない被保護者には支給しないものとする。ただし、法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者が当該被保護者が就労自立給付金の支給を受けることにつきやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。 （進学準備給付金の支給の対象者） **第十八条の七**　法第五十五条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者であつて、次に掲げるものとする。 一　保護の実施機関が、高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）若しくは特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）（いずれも同法第五十八条第一項（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する専攻科及び別科を除く。）又は同法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校（高等学校に準ずると認められるものに限る。）をいう。以下同じ。）に就学することが被保護者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら保護を受けることができると認めた者（以下「高等学校等就学者」という。）であつて当該高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設（法第五十五条の五第一項に規定する特定教育訓練施設をいう。以下同じ。）に入学しようとするもの	（就労自立給付金の支給の申請） **第十八条の四**　就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の四第二項に規定する支給機関（以下「支給機関」という。）に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。 一　被保護者の氏名及び住所又は居所 二　保護を必要としなくなった事由 三　その他必要な事項 2　支給機関は、前項に規定する申請書のほか、就労自立給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。 （三年以内に就労自立給付金の支給を受けた被保護者への不支給） **第十八条の六**　就労自立給付金は、就労自立給付金の支給を受けた日から起算して三年を経過しない被保護者には支給しないものとする。ただし、支給機関が当該被保護者が就労自立給付金の支給を受けることにつきやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。 （新設）